

# J A貯金の安心・安全対策について

平成 17 年 8 月 31 日  
新庄もがみ農業協同組合

偽造キャッシュカードおよび盗難キャッシュカードを用いた不正な引出しについては、J Aバンクとお客様との信頼に関わる重要な事項であり、当 J Aは山形県信連および農林中央金庫と連携し、被害防止対策に積極的に取り組むとともに、被害発生後の適切な対応のため、これらの規定等の整備を行っていきます。

またさらに、J Aバンクはこれ以外にも、お客様の大切なご貯金の安全・安心のために以下のさまざまな対策を講じていくこととしておりますので、利用者の皆さまのご理解をお願いいたします。

なお、当 J Aにおける対応内容・時期など、詳しい内容については当 J A各支店窓口にお問合せください。

## 1 J Aにおいて現在行っている対策

### (1) 生年月日など類推されやすい暗証番号の変更

A T M貼付用ステッカー・リーフレットを作成し、暗証番号の管理の必要性についてお客様にお知らせしています。暗証番号の変更は、各 J Aの窓口において受け付けておりますので、お取引されている各 J Aにお問合せください。

また、暗証番号変更はA T Mでも随時変更可能となっております。(キャッシュカードが必要)

### (2) 暗証番号変更時のセキュリティ強化

新たに暗証番号を登録いただく際、暗証番号を変更いただく際には、生年月日など類推されやすい暗証番号を、現在は受け付けない対応をさせていただいております。

### (3) 被害発生時の緊急連絡先周知

被害発生時の緊急連絡先について、お客様向けにお知らせしています。緊急連絡先

は、ATMコーナーなどに掲示しておりますが、平日業務中は 0233-32-8274（本店金融）か各支店の貯金担当へ、平日の時間外および土日祝祭日は 023-686-2277（県信連事務センター）にお電話をお願いいたします。

#### **（４）偽造・盗難キャッシュカードにかかる保険への加入**

偽造・盗難キャッシュカードによる不正な引出しによる被害が発生した際、被害の一定額が支払われる保険について加入しております。

#### **（５）被害発生時の被害届の提出など捜査への協力**

偽造・盗難キャッシュカードによる被害発生時には、お客様が被害届を提出できる場合と、ATM管理金融機関が窃盗罪について被害届を提出する場合があるなど、手続きが複雑になっています。万が一被害に遭われた際には、お取引されている各支店に至急ご相談ください。

## **２ JAバンク全体として今後を導入を予定している対策**

### **（１）お客様による一日あたりの利用限度額設定**

口座単位の日あたり利用限度額をJA窓口にて任意に設定できる仕組みの導入の準備を進めております。

※平成17年9月26日（月）から窓口にて受付を開始。

※現在200万円（口座開設店の窓口以外）の一日当りのお引出し限度額が、お客様ごとに任意設定が可能。

### **（２）平成18年2月から通帳の副印鑑を前面廃止**

平成18年2月より県内全JAで印鑑照合システムが稼働いたします。これに伴い、システム稼働後の窓口ご来店のお客様より随時、通帳表紙裏面の副印鑑を取り除かせていただきます。

また、ご自分で又は他JAで、これに先行して副印鑑を通帳から取り除いてしまったお客様は、システム稼働以前は口座開設店以外の店舗窓口での、通帳による貯金払出しができなくなりますのでご注意ください。

### **（３）キャッシュカードのIC化と生体認証の導入**

キャッシュカードのIC化とATMにおける生体認証の導入など、現在の仕組みに代わる新たなシステムについて、平成18年度下期より順次導入を予定しており、そ

の準備を進めております。

### **3 現在検討している対策**

#### **(1) キャッシュカード規定の見直し**

偽造および盗難キャッシュカードによる損失に対する補償など、新たな損失負担ルールに従って、キャッシュカード規定の見直しを行うための準備を進めております。

#### **(2) 一日あたりの利用限度額の見直し**

被害発生時の損失に対する補償など新たな損失負担ルールを踏まえ、お客様の取引の安全性を高めるため、一日あたりの利用限度額について、一定額までの引下げなど検討しています。

#### **(3) 異常な取引を検知しお客様に通知する仕組み**

一定額以上の高額の出出しが継続するなどの「異常な取引」を検知し、お客様に通知する仕組みを早期に確立するよう検討を進めています。